

**宮城県行政評価委員会 政策評価部会**  
**第2分科会（平成22年度第1回）審議要旨**

日 時 平成22年6月10日（木）9:50～11:00

場 所 宮城県行政庁舎11階 第二会議室

1 開会

2 議事

(1) 施策評価の説明・質疑

政策10「だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり」の各施策

施策25「安全で安心なまちづくり」

施策26「外国人も活躍できる地域づくり」

(2) 政策評価の説明・質疑

政策10「だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり」

3 閉会

出席委員 小坂健委員（分科会長）、折腹実己子委員、本図愛実委員

---

1 開会

2 議事

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり

施策25 安全で安心なまちづくり

共同参画社会推進課長より説明

（小坂分科会長）

・目標指標等の「安全・安心まちづくり地域ネットワーク数」では平成21年度、計画通りに進まなかったようだが、その理由を、例えば地域の協力が得られなかったといったことを教えてほしい。

（共同参画社会推進課）

・働きかけはしているので、この結果は残念である。考えられるのは、ネットワーク事業と類似する事業として、警察本部で安全・安心ステーション事業というものがあるという点である。これは防犯活動の拠点を決めて、パトロールとかマップづくり、講習会をするもの。これも防犯活動のネットワークを作るもの。関係資料として配布した資料の3ページの表の上段がわれわれのネットワークモデル事業の件数、下のほうがステーション事業の件数。累計がネットワーク事業で10件、ステーション事業が16件となっており、平成21年度では、モデル事業が1件、ステーションが4件となっている。ネットワークの指定は市町村に働きかけてきているが、これは推測だが、競合した結果、ステーション事業に流れたのではと思う。今後の対応としては、モデル地区の指定は昨年度終了しているが、今後はモデル地区での実績からフォーラムで発表、事例集を作り、広く公表、普及をはかりたいと考えている。この取り組みは昨年度のフォーラムからすでにやっている。モデ

ルの事例発表だけでなく、ステーション事業の事例発表もしている。目的を同じくする事業なので、両方の取り組みを活用して、今後の普及活動にいかしたい。

(小坂委員)

・配布された資料を見ると、実際に犯罪が減っているが、宮城県は全国と比べてどうか。宮城県も全国と同じくらい下がってきている。凶悪犯罪も含めて、全国と比べて宮城県特有の点はあるか。

(警察本部総務課)

・具体的に罪種別までは把握してこなかったが、宮城県が突出して凶悪犯があるということはないと思う。

(生活安全企画課)

・刑法犯認知件数は8年連続で減少傾向となっている。指数面で見ると減少している。ただ、身近に発生したひったくり等の事案が発生すれば、地域住民は非常に不安感をいだくと思う。指数面での改善はされているが、住民が安心を抱いているかを考えると道半ばではないかと思う。

(小坂委員)

・安心と防犯意識との兼ね合いをどう考えるか。安心しすぎると、防犯の意識がなくなってしまうのではないか。

(生活安全企画課)

・そこまでの安心感は抱いていないと思う。以前は地域社会の横の連携で未然に防げた犯罪があり、また子どもが悪いことをすれば注意するといった絆というものがあつたが、それが薄れてきている実態は否定できない。そういう面を再構築することにより、より良い地域社会が作れると考えている。

(小坂委員)

・より安全な方向を目指す。啓発も目指すということですね。分かりました。

(折腹委員)

・事業7の消費生活センター機能充実事業について。消費生活相談員が市町村においてどういう活動をしているかを教えてほしい。2点目として、特に高齢者は消費者被害に遭いやすいと思うが、特に高齢者の被害防止の普及啓発をどうしているか、実施状況を教えてほしい。3点目は事業の方向性の③の3行目に「研修会への参加等、特別な事情がある場合には、市町村からの要望に応じ」県消費生活相談員等が代理で相談を受け付ける体制を整備するとあるが、特別な事情とはどういうことか教えてほしい。県のセンターと市町村のセンターが役割分担していると思うが、その連携についても教えてほしい。

(消費生活・文化課)

・4月1日現在、県の消費生活相談員は31人配置している。県の消費生活センターに17人いる。県の各合同庁舎に県民サービスセンターがあり、そこに14人いる。各市町村、市町村には相談員を配置していないところが8つあるが、そのほかには、総勢55名の相談員がいる。主な仕事は電話での消費生活相談が一般的で、来所の相談にも対応している。被害防止の啓発事業、一般的には出前講座と読んでいるが、地区の公民館にお邪魔して1時間程度の講座を開いている。市町村との関係から、昨年11月から市町村のアドバイザー弁護士制度を実施している。相談員がいない市町村もあることから、すべてうまくいっているわけではないが、県民のサービスセンターや消費生活センターから派遣してレベルアップを図っている。高齢者への普及啓発だが、これについては、各市町村の状況として持ち合わせている情報はないが、県が行った平成21年度の出前講座、役場等を通じて開催しているが昨年は112回、3,535人に対して啓発事業を行っている。高齢者に対しては、民生委員の研修の場において、その方々は消費者被害に気付きやすい位置にいたので、その方への普及啓発を行い、私どもの事業への誘導をお願いしている。今ですと松島町や富谷町だが、地域包括支援センターの相談業務、本来は被害防止の啓発をしなければならない事業主体とな

っているのです、そこと連絡を取り合って、包括支援センターに対して出前講座、今年はとくに寸劇をいれたり、お年寄りが喜ぶような事業展開をしているので、そこでPRしながら一緒にやっている。特別な事情がある場合として、想定しているのは、市町村の相談員が55名いるが、そのうち国民生活センターが認定している専門相談員の資格をもっているのは26人。これは全国どこにだしてもそれなりのレベルでやれる相談員ということでの国家資格である。残りの29人は、資格をとりたいたいと思っているときに、役場にいる1人の相談員が研修に出ってしまうと、研修は1ヶ月くらいの単位なので、そういった場合に特別な場合として県から相談員を派遣するというもの。

・役割分担については、消費者安全法で、役割分担が明記されているが、県のセンターはそれなりのレベルだが、市町村ではようやく相談を受け付けられるというものもある。簡単な相談は市町村で、広域的なものは県となっている。とりあえずは、同じ並びでやっていくが、圏域を超えたものも散見されるので、そういう場合は、県のセンターに情報をもらって対応している。最近では、結婚紹介業とか、パチンコ攻略法に係る弁護団の設置等は、消費生活センターが仙台弁護士会に働きかけて、被害者救済を実施している。

(折腹委員)

・地域包括支援センターとの連携は重要と思う。

(本図委員)

・全国比較の資料を出してもらったが、指標のメモリの取り方で、宮城県がうまく下になるようになっていと思う。人口当たりの犯罪件数や、同規模の県との比較はどうか。

(警察本部総務課)

・平成21年度の刑法犯の認知件数は、1,000人当たりになると、全国13.4件、宮城県11.4件となっている。同規模県をピックアップして見てみたが、だいたい9件から13件の数値であった。決して宮城の犯罪件数が高いということにならないが、ただ、宮城県の警察官の一人当たりの人口負担率は高く、全国で4番目に負担率が高い状況。そういう観点からは警察官の負担が大きいと思う。

(本図委員)

・石巻のような全国ニュースになるような殺人事件を未然に防ぐために、構成する事業として人権対策事業というのはあるが、中学校卒業して高校進学以外の進路を取った人に対する人権教育とか、支援策とか対策というのはいらないですか。

(子育て支援課)

・人権教育となるとむずかしい。

(本図委員)

・教育でなくとも、対策ということでもいいが、構成事業4「子ども人権対策事業」を拡充して組織を超えた試みが予防には大切と思うが、そういったところはどうか。

(子育て支援課)

・この事業について説明すると、人権に関して虐待防止の視点からリーフレットの作成をしているもの。特に、親に対する啓発として、子どもが保育所や幼稚園の時点で配布したり、子どもに対して小学校において、リーフレットを配布している。ただ、本図委員がおっしゃるような横断的な対策ではないが、小さい時期からの啓発ということでフォローしている。

(本図委員)

・中学校までは、道徳をやっていると思う。高校に進学した人もそれなりの教育を受けて、ケアされていると思う。問題は、そういう進路を取らなかった人に対する教育であり、うちの管轄ではないからというのではなく、県民からすると、若くして親になる可能性のある人とか、学校教育以外の進路をとる人にも人権教育というのを啓蒙してほしいという思いはある。

国際経済・交流課長より説明

(小坂委員)

・大学でも、文部科学省が主体となっているグローバル30プログラムという計画が始まっている。東アジアを中心に留学生を増やすということで始まっている。そういうものを推進するために、大学だけががんばっても留学生は来ない。来たときに、地域がワンストップサービスをやっているなど、ちゃんと外国人に対応できるということが重要になる。大学のグローバル30プログラムの会議で行政との連携について聞いたが、考えていなかったようなので、行政と一緒に進めてほしいと思う。これまで、大学等と協力してやってきていることがあるのか。

(国際経済・交流課)

・大学との連携という点では、本日関係資料として配付した資料6になる。東北大学の昨年度の評価結果を抜粋したもの。宮城県多文化共生社会推進計画を策定して、積極的に推進しているということから選ばれたと思うが、私も委員に就任しており、この中でお話をさせていただき、いろいろと連携を進めている。例えば61ページの3-3の評価委員Aですが、これは私の発言になるが、社会への情報発信については、一定の成果が見られるものの、社会貢献に繋がる直接的な活動が現段階で見受けられないので、今後期待したいといった意見を出している。次のページの平成22年度への助言において、2つめのパラグラフに記載しているとおり、地域貢献、研究成果の反映の取組みについても今後、一層努めていく必要があるとしている。私も、外部評価委員であるが、宮城県国際交流協会の職員が研究メンバーとして加わっていて、こちらで把握している実態とかをその中で話しながら連携していきたいと思っている。

(小坂委員)

・これは拠点リーダーの谷村先生のプロジェクトになると思いますが、昨年度からグローバル30プログラムとして、東北大学として、留学生をこういうのとは違う次元で増やすということで、スタッフもたくさんついて、億という予算もついて、2年目ということで、そろそろ具体的に増やさなければならないことになる。その中では大学は行政と連携を考えていなかったようなので、行政とタイアップして、留学生を取り入れる体制づくりを一緒に作ってほしいと思う。

(折腹委員)

・事業4「多文化共生・家族等サポート事業」についてお聞きしたい。外国人相談センターはすべての市町村に設置されているのか。

(国際経済・交流課)

・宮城県外国人相談センターとして設置しているのは、仙台市、それも宮城県国際交流協会の中に設置している。外国人支援の日本語教室とかは、身近なところですぐに通えるところがいいという場合には、お住まいの近くにあることが望ましいので、我々もできるだけ市町村にお願いしているが、こういった外国人相談センターとなると語学、相談のスキルが必要になる。さらに効率性とかを考えると各市町村に置くより、集中して受けた方がいいので、県内1箇所国際交流センターに置いている。

(折腹委員)

・各市町村に住んでいる外国人が相談するときは、電話等で仙台市にある外国人相談センターに相談するということになるのか。もし市町村の窓口で相談に行った場合、対応できるのか。

(国際経済・交流課)

・資料2と資料5の両方を御覧いただきたい。資料2は、みやぎ外国人相談センターがあることを

お知らせするものである。外国人登録の際に配り、周知を図っている。また、その場で直接話して解決できるものはそこで解決した方がいいので、資料5のような研修をしている。学校教育分野で市町村の方々を対象に研修したり、市町村分野として、小中学校の教員の方への研修や、相談員分野として市町村職員、保健師等へ研修を行っている。例えば、日本にお嫁さんに来て、子どもができたが、日本語ができないということがあるので、いろんな専門の方に対して、外国人から相談があった際の研修もやっている。身近なところに相談に行くのはよくあるため、ワンストップサービスとともに、市町村職員のスキルを上げる。また、なかなか相談内容も複雑で難しく言葉の問題もあるので、そういう場合は、国際交流協会で行っている外国人相談センターで対応しているのが現状。

(折腹委員)

・資料からいろいろ相談があることは分かったが、相談があった時の解決方法等を教えてほしい。

(国際経済・交流課)

・相談内容は難しくなっている。家庭生活の問題や、保健、医療、福祉が約3分の1を占めている。相談員だけでは対応できない場合も多くなっているため、弁護士、会計士、行政書士等に相談している。その場で直接、話を聞きたいというケースもあるので、三者会談できる電話に通訳も入れて専門家と話をしてもらっている。言葉が通じなくて不安というケースもあるので、母国語で回答してもらっただけで安心・納得される場合が多いが、DVや離婚とか難しい内容もあるので、そういったケースでは我々としては専門家につないでいる。

・相談員には外国語ができるだけでなく、相談のスキルも身につけてもらい、そういう難しい問題について、どういうところにどうつなげると解決が早いのかといったことについても研修を行っている。

(小坂委員)

・例えば多文化共生シンポジウムは、参加者は日本人が中心だと思う。多文化共生を啓発するのは重要と思うが、例えば国際交流協会を通じて、広く認知してもらっているのか。ケアをしているとしても一部の人に届くだけで、実は知らないで困っている人がいるのでは問題で、直接の働きかけではカバーできているか。

(国際経済・交流課)

・それが一番課題と考えている。県内には約16,000人の外国人がいるが、支援策がしっかりと届いているか。偏りがないかをわれわれは常に自問自答している。その中で、今回の計画を作るに当たって、外国人にアンケート調査をしたりして、意見を聞いて課題等も整理して作っている。外国人には定住者もいれば、留学生で次々と変わっていく人もいる。昨年12月から今年2月にかけて外国人県民アンケート調査をやった。これまでだと在留資格別で外国人登録に基づいて、相手先に送ったりとなかなか、市町村によっては協力をもらえず、難しい場合もあった。今回は仙台市、他の市町村にも協力してもらい、2,350人、統計上では16000人の15%。在留登録されている20歳以上の外国人から無作為で抽出を初めてやってみた。仙台市での回収率は低くて20%、ほかには35%の回収率だった。今、集計中だが、その中の調査内容は多文化共生社会推進計画を作る時にも、審議会の先生にも御指導いただいているが、アンケートについても審議会の先生から指導いただいている。項目についても、属性、言語、居住、防災、医療福祉、育児教育、労働、社会生活一般、行政に対する需要等、書く人からすると負担になると思うが、調査し、この中で日常生活の満足度を聞くと、我々が考えて考えているより、家庭での育児の問題とか、学校教育とか、就労など、言葉よりも実際に住民として暮らしていくことに対しての不満があると分かった。また、行政にしてほしいこととして多かったのが、日本語や日本文化を学ぶ機会を充実してほしい、地域の住民としてとけこみたい、就職の支援をしてほしいといったことだった。リーマンショック後の不況下だったので、そういったことを実感されたと思う。その他としては、日本人住民

との交流する機会を増やしてほしいという意見もあった。取り急ぎ、速報値ですが、この辺は属性に対する分析もして、県民にも公表したい。宮城県民は、0.7%の外国人と99.3%の日本人なので、外国人の方々が考えていることをお伝えし、理解していただくのは重要と思っている。それから就職の話でいうと、いろんな取り組みはしているが、就職支援ガイドブックを多言語で作成予定だが、これは、就職支援を行っているテンプスタッフ、国際協力センター、日本学生支援機構と連携して、少しでも日本での就職について理解できるものを作っていきたい。

#### 政策全体（政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり）

共同参画社会推進課長より説明

（折腹委員）

・各施策について、目標指標等の数値的なものは達成が難しい状況というのは分かった。その他にもいろいろと説明があったが、やはり、目標を達成するのが難しいところで、政策全体を「概ね順調」とした理由をお聞きしたい。

（共同参画社会推進課）

・実情は各施策で説明した通りで、数値が取れなかったり、目標達成できないものもあったが、指標として数値にならないところで、進んでいる部分もあったと思う。数値の達成にむけて取り組みますが、他の事項も含めて施策の推進に取り組んでいきたい。

（小坂委員）

・最初、目標指標等の達成度からすると「概ね順調」と言えるのと思ったが、指標として数値になっていないところでもがんばっていることが分かり、納得した。

### 3 閉会